



島根県報

平成27年6月30日（火）

第2,712号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（中 小 企 業 課）	2
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部 改正	（都 市 計 画 課）	2

告 示

島根県告示第487号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 宍道湖湖北加入区（宍道湖漁業協同組合）
 - 2 宍道湖平田加入区（宍道湖漁業協同組合）
-

島根県告示第488号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

協同組合 西郷ショッピングセンター 島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一3番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社アバロン 代表取締役 山根 宗吉 鳥取県米子市加茂町二丁目66番地2

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,746平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成27年 4 月30日

2 届出年月日

平成27年 6 月18日

島根県告示第489号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成23年島根県告示第536号）の一部を次のように改正し、平成27年 7 月 1 日から施行する。

平成27年 6 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

次の1号を加える。

- (7) 益田市景観計画（平成27年益田市告示第15号）に定められた景観計画区域内で行う行為
-